

決算特別委員会会議録 (3)			
日 時	平成 1 1 年 9 月 1 6 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	武井委員長、大竹副委員長、成田・松本 (聖) ・中島・新野・久末・渡部・西脇・吹田・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	木野下監査委員、水道局長、市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、小樽病院・監査委員各事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に松本（聖）・中島両委員を指名。付託案件を一括議題とし、これより厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

○ 渡部委員

繰出金のあり方について

独立採算的な事業展開が望ましいとの議論もされているが、一般財源に占める繰出金の割合は 19.1% に及んでいる。病院・水道・下水道各事業会計において、繰出金は法令に基づくものや補助的なもの等、どのような内訳で使われているのか。

○ 財政課長

いずれも地方公営企業法や地方財政法に基づき繰り出している。病院事業については、地方交付税に算入される病床あたりの算入額を中心に交付税算入額プラス必要経費分の一定割合を繰り出している。水道・下水道事業については、公企法や自治省通達に基づく繰出基準に政策減免分をプラスしたもの、また下水道では多額の先行投資をしている関係上性質的に資金収支の不足を来すので、不良債務を発生させないようにその分を上乗せして繰り出している。

○ 渡部委員

19.1% という額にして 70 億 8,328 万 4,000 円にもなるが、全事業に関して今後どのような傾向で推移していくと予測しているか。

○ 財政課長

総論的に言って、国保・老人保健各事業特別会計では今後とも増加傾向をたどるものとする。中央通や築港については、事業の進捗状況に応じて収束していくものと思う。また、市場会計については、運営費不足分としては大幅な増減は今後もないだろうと思う。

病院・上下水道については、地方交付税の動向や各会計の今後の収支状況に応じて変わっていくと思うが、下水道については、起債が入らなくなる見込みなので、その点で収支悪化するので一般会計からの繰入れを増やさなければならない可能性はある。

○ 渡部委員

上下水道への繰出金の内訳について説明せよ。

○ 財政課長

水道事業へは、10 年度約 2 億 7,000 万円繰り出しており、これには朝里ダム等の水源開発時の起債償還あるいは一般会計で負担しなければならないルール分として 1 億 3,000 万円、水道料金の政策的減免部分として 1 億円、その他消火栓に要する経費等がある。

下水道事業へは、10 年度約 2 億 7,000 万円繰り出しており、これには過去に補助率削減により発行した臨時財政特例債の償還に係る分として 3 億円、雨水処理に係る負担分として 2 億円弱、政策減免に係る分として 1 億 3,000 万円、収支不足を来さないためにということで 15 億円等がある。

○ 渡部委員

企業債の元利償還のピークはいつか。

○ (水道) 総務課長

水道 (10年度末現在)	年度	金 額 (円)
元金	平23	9 億 7,900万
利息	平11	1 0 億 5,600万
元利	平11	1 7 億 9,300万

下水道 (10年度末現在)	年度	金 額 (円)
元金	平15	2 1 億 5,300万
利息	平11	1 9 億 7,600万
元利	平13	3 8 億 2,500万

○ 渡部委員

未償還残高は、水道と下水道でいくらになるか。

○ (水道) 総務課長

10年度末で、水道204億8,500万円、下水道383億5,200万円である。

○ 渡部委員

企業努力でなるべく効率的運営に積極的に努め、繰出金の一般会計に占める割合を小さくしていくことを要望する。

維持補修費について

平成6年度以降の推移を示せ。

○ 財政課長

総額で、6年度16億円、7年度18億円、8年度14億円、9年度11億円、10年度16億円になる。

○ 渡部委員

その中には、除雪費分も含まれているのか。だとすれば、その金額はいくらか。

○ 財政課長

含まれており、10年度12億円、9年度7億6,000万円、8年度7億4,000万円、7年度10億円、6年度7億6,000万円である。

○ 渡部委員

今後も財政が厳しいため、新たなハコモノづくりは難しいし、既存施設も老朽化が進み効率が悪くなって一層維持補修費は膨らんでいくと思う。したがって、補修すれば効率的に使えるものなのか検証しながら進めていくべきで、事によっては政策的に考えて新たな施設の中で効率的に運営していくことも併せて考えていく必要があるのではないか。

○ 財政課長

維持補修にあたり、当該施設の将来計画を立てた上で、まとまった投資をした方がよいとの議論もあろうかと思う。しかし、財政の厳しい中でそうした判断も難しい現状にあり維持補修の中で何とか長持ちさせていきたいというのが本音である。ただ、補修費がかなりの額になってくれば、ご指摘のような判断も必要になるかと思う。

○ 渡部委員

同じお金を注ぎ込むなら、効率性・快適性を考慮しながら市民の需要に応えていく方向で考えなければ、現状が厳しいからと一歩も前進できないようでは困る。

衛生費について (ゴミ処理)

じんかい処理費・じんかい焼却場費・廃棄物処理場費の決算額の推移を示せ。

○ (環境) 管理課長

(単位:円)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
じんかい処理費	2億2,500万	2億3,100万	3億4,800万	5億6,000万	10億9,800万	39億8,900万
じんかい焼却場費	6,400万	7,500万	2億1,900万	4億0,500万	4,400万	5,200万
廃棄物処理場費	8,000万	8,500万	7,700万	8,900万	7,100万	7,800万

○ 渡部委員

伍助沢の最終処分場は来年 6 月で閉鎖し、天神焼却場については、ダイオキシン規制が平成 14 年 12 月 1 日から強化されるのでそれまでに廃止したいとのことであるが、種々の論議を総合すると、空白期間が生じるという。その場合にどんな取扱いをすべきか、その時々状況に応じた緊急的対応の捉え方もしっかりと持たなければならぬ。伍助沢は来年 6 月で閉鎖した場合、あとどのくらいのスペースが確保されているのか。例えば何かの事故で桃内に車が走れない時に伍助沢で対応ができるのか。天神焼却場については、平成 17 年に供用開始できるように何とか進めていきたいとのことだが、14 年で閉鎖してその間の空白期間の取扱いについてはどのように考えているのか。

○ 廃棄物処理場長

現在のごみ排出ペース(月 7,000~8,000 トン)から考えると、あと 10 カ月程度は伍助沢でも埋立可能と思う。また、埋立期間は平成 11 年 3 月までと関係行政機関に届け出ているが緊急時については現在の埋立地で何らかの対応が可能と思う。

○ (環境)管理課長

じんかい焼却場については、ダイオキシンの第 3 次規制が平成 14 年 12 月 1 日から開始となるが、年度途中になるので 14 年度当初から廃止していきたい。ご指摘のとおり、17 年 4 月から新焼却処理施設を供用開始するとすれば 3 年間の空白が生じることになり環境部としてはこの間全部埋立になると考えているが、現状のままでは埋立計画期間より早く桃内が満杯になってしまうので、一つの方策としては、焼却施設を 1 年繰り上げて供用開始していくことと、事業系および家庭系ごみのリサイクル化・資源化の徹底、合わせ産廃の搬入規制をして市内産廃処理業者へ回していく等の対策を講じることにより、桃内の埋立計画期間を延長させていきたいと考えている。

○ 渡部委員

老人福祉費について

決算額 23 億 6,400 万円とあるが、これまで特定財源・関係収入・一般財源からの持ち出し等を駆使して鋭意事業展開してきたが、国の補助率に変更はなかったのか。

○ 社会福祉課長

国庫補助負担金については平成 6~9 年度では変更はない。ただ、ホームヘルパーの補助額の算出方法が人件費方式から事業費方式に変わったため、10 年度については補助額が少なくなっている。

○ 高橋委員

土木費について

道路新設改良費と街路事業費はどのような区分によるものか。

○ (土木)建設課長

都市の骨格的道路網整備として都市計画決定された道路整備は、予め国の認可を受け街路事業として行っている。それ以外は、道路新設改良費として区分している。

○ 高橋委員

道路新設改良費のうち塩谷線と落の下通線、各街路事業の進捗状況と完成年度を示せ。

○(土木)建設課長

	開始～完成年度	進捗状況(10年度末 事務費ベース)
塩谷線	7～11	84%
落の下通線	9～11	75%
幸線	2～12	86%
長橋線	3～12	75%
祝津山手線	8～12	38%
ほしみ駅南通	9～11	79%
銭函新通	6～未定だが13年度以降 早期に完成させたい	44%
礼文塚通	9～15	5%
和宇尻中央通	6～14	25%
望洋線	10年度完成済	100%

○高橋委員

舗装新設工事費のうち、塩谷線と落の下通線の単価は47,000～48,000円/㎡程度と思うが、地方特定道路事業の舗装新設工事では61,347円と割高であるのは何故か。

○(土木)建設課長

事業規模が比較的小さくなると1㎡当たりの単価は割高になってくる面が出てきているものと思う。

○高橋委員

道路改良なら擁壁をつくったりすれば大きな差が出ると想像できるが、舗装でそれほど差が出るのか疑問である。後程詳細について教えてほしい。

橋りょう維持補修費・橋りょう改良工事費・橋りょう整備工事費の内容を説明せよ。

○土木事業所長

橋りょう維持補修費2橋については、塩谷記念通線と蘭島の第4連絡通線におけるものである。橋りょう改良工事費6橋については、天狗山分線歩道橋・桂岡中央幹線・忍路の二股橋・ツブタシ沢橋・信香地区の河原橋・蘭島の二股本通線におけるものである。

○(土木)建設課長

橋りょう整備工事費については、桃内処分場の関係で落の下通線整備に伴い桃内川に架かる橋を改良建て替えたものである。

○高橋委員

道路工事をした場合に、折角舗装してきれいに完成したものにまたカッターを入れて掘り返していると聞くと、市道であれば総合的に計画を立てる段階で地下埋設物の関係の協議はできないのか。

○(土木)建設課長

毎年春に地下埋設物の関係者が集まって調整会議を開催しているが、その場で事前調整のついているものでない部分や急遽予定外に工事の必要が出てくる要素も中にはある。我々としてもできるだけそうならないよう日頃から気を付けて進めているつもりである。

○高橋委員

一度手を入れたところは他の部分と同じように舗装ができないことから、結局はそこから傷んできて維持補修費が嵩むのではないかと思うので、努力してほしい。ら傷んできて維持補修費が嵩むのではないかと思うので、努力してほしい。

衛生費について(予防接種)

各種予防接種費の内容について示せ。

○保健課長

予防接種法により定められている、ジフテリア・百日咳・破傷風の三種混合、ポリオ、麻疹、風疹等について医師会に委託している。

○高橋委員

延9,067人の内訳を示せ。

○保健課長

三種混合3,917人、二種混合9人、二期ジフテリア736人、ポリオ2,152人日本脳炎46人、風疹1,354人、麻疹930人の合計である。

○高橋委員

伝染病隔離病舎業務委託料について

1,600万円の内容を示せ。

○保健所次長

2病の奥に25床分の病棟があり、その業務を推進するにあたっての年間経費である。

○高橋委員

平成10年度に隔離病舎の使用はあったのか。

○保健所次長

ない。

○高橋委員

保健委員連合協議会交付金について

99万円の内容を示せ。

○(保健)総務課長

昭和29年以来当該組織が活動しており、市内に約1,500人、40世帯に1人の割合で委嘱している。その年間運営経費に対する交付金として支出している。

○高橋委員

委員1人あたり500円程度だが、現在ボランティアが活発になっており、市の財政も大変であるから、例えば予防医学に対する基金を創設してそれに充てていく等、もっと違った内容であれば納得が得られるのではないか。

○(保健)総務課長

市の交付金を基に長年活動してきており、世帯数の多い町会ではこれを生活環境費に充てているのが実状である。いずれにせよ、御意見を協議会に諮り検討したい。

○秋山委員

伝染病隔離病舎業務委託料について

この病棟の9年度の利用状況はどのようなであったのか。

○保健所次長

利用はない。

○秋山委員

利用者がなくても予算計上して支出しなければならないのか。

○保健所長

今年3月に伝染病予防法が廃止となったが、いつ起こるかわからない病気のためにスタッフを維持する必要から各自治体で大きな負担をしなければならない仕組みだった。4月からの感染症予防法は、病気の頻度・人権尊重の見地から大きく改まり、後志2次医療圏では4床でよいこととなり、その費用は国で賄うこととなった。

○秋山委員

民間では考えられない「お役所的な」経理の仕方だったと思う。不用額でもなくしっかり使われていた分が今後は他に回せるようになるのだと思う。

火葬場費について

機械警備と清掃部門を委託していると思うが、その契約金額を示せ。

○葬祭場長

清掃に577万5,000円、機械警備に100万440円である。

○秋山委員

機械警備の分は決算書のどこに含まれているのか。

○葬祭場長

清掃等委託料1,198万2,348円に含まれている。

○秋山委員

9年度決算と比べると、予算も支出額もさほど変わらないが内容がかなり変わっていると思う。どの費目も100万円位ずつ落ちているのに管理経費だけは93万円アップしているのは何故か。

○葬祭場長

委託料については、清掃が9年度620万9,302円で50万円減、警備がほぼ同額、除雪が10年度が大雪だったため50万円増となっている。補修点検については、電気工作物・火葬炉・非常用発電機・非常扉・暖房用ボイラー・庭園の部分を委託しているが、火葬炉で40万円減となっている。というのも全6基を年度毎に2～3基ずつ補修点検しているためであるが、火葬炉だけに金額も多額である。光熱費については、灯油単価の値下がりによるものである。電気料では2,200kw程使用減により下がっている。除雪については、昨年から職員が構内の一部を除雪することしたので除雪機を5年リースとしたため50万円増となっている。

○秋山委員

さらに経費節減に努力してほしい。

結核対策費について

9年度までは延検診人数が13,000人台だったが、10年度は3,842人なのは何故か。

○保健課長

9年度までの数字は保健所で行う結核定期健康診断の受診者数である。10年度は老人保健法による健康審査受診者を別にして事業所あるいは健康診断書を求めて保健所を利用した人数であり、全体としては13,000人台で推移している。

○秋山委員

最近、子供達に結核が広がっていると聞く。学校現場での状況はどうか。

○保健課長

学校での結核対策として、小学校入学時と中学校入学時にツ反・BCGを行っているがいずれにおいても、このところ結核の発見はない。

○秋山委員

今後もこの形式を続けていくのか。

○保健課長

これは結核予防法・学校保健法に定められている方法であり、そのとおりである。

これは結核予防法・学校保健法に定められている方法であり、そのとおりである。

○秋山委員

精神保健対策費について

これまで500人単位だったのが10年度は50人となっているが、これは何故か。

○保健所次長

前年度までは精神保健相談員全員の相談件数を載せていたが、補助金の基準が在宅相談員のみであったため、在宅の分だけ載せたものである。

○秋山委員

支出金額に違いはあったのか。

○保健所次長

ほぼ同額である。

○秋山委員

点字ブロック整備について

10ヶ所で決算額194万2,500円となっているが、路線名をあげよ。

○土木事業所長

新通線その他、於古発川通線・本通線・龍宮通線・浅草線である。

○秋山委員

予算では360万円計上されていたが、補修には使われなかったのか。

○土木事業所長

現地調査の結果、実際この程度の維持補修で済んだということである。

○秋山委員

新設道路には誘導ブロックが敷設されているが、これまで敷設された30ヶ所程の補修点検はどのようにされているのか。

○土木事業所長

道路パトロールあるいは市民からの情報提供などによって、破損の著しいものからその都度直している。

○社会福祉課長

国道・道道については、従来も破損状況を聞いて補修要望をあげており、今後も引き続きそのように行っていきたい。

○秋山委員

必要でその場所に敷設されているのであるから、補修にももっと目を向けてほしい。

こどもの国について

敷地面積はどの程度か。

○公園課長

小樽公園23.5haの内こどもの国としてフェンス等で囲っているエリアが約1.7haである。

○秋山委員

利用する子供の大半は幼児だが、小動物を飼っている所までは簡易舗装で急な下り坂になっている。自然舗道からそのようにしたのは何故か。

○公園課長

上方から雨で土が流れてくるということもあり、簡易舗装になった。

○秋山委員

子供はちょっと手を放すと目的の方へ飛んでいってしまうが、この箇所はかなり急坂で危険である。手宮グラウンドが全天候型になると聞くが、そのような舗装にはできないか。

○公園課長

経費が非常にかかる仕様なので、公園としての性格に合うものは何か検討し、将来にわたって直していきたい。

○秋山委員

岩内の道の駅の公園の仕様なども参考にしてほしい。少子化の中、子供達が楽しむ場の活用に努めてほしい。

公園維持管理について

決算額1億1,507万726円の内訳を示せ。

○公園課長

臨時雇用者13名分の賃金・入船公園用地借上料・錦台公園用地借上料・公衆トイレ設置維持管理等である。

○秋山委員

公園内の砂場や遊具の点検は何年置きに行うのか。

○公園課長

砂場の欠砂・量については公園愛護会の年2回チェックで要望がある時、また、毎日のパトロールの中で減っていることが分ければ随時、補充している。遊具は、毎年春先のオープン前に点検修理をしている。

○秋山委員

利用するのは小さな子供達なので、くれぐれも危険のないよう点検補充してほしい。

いなきたコミュニティセンターについて

9月8日にオープンして以来の申込み・使用状況はどうか。

○総合サービスセンター所長

9月2日から受付開始し、利用希望日の3カ月前分から受付しているが、9月15日現在で31団体から87件の申込みがあった。主に、洋室集会室が50%でその他体育室・和室である。調理実習室にはまだ申込みがないが見学は来ている。

8～15日の使用状況は、体育室が2面、子供達の放課後利用が特徴的である。また、洋室3件、和室1件となっている。

○秋山委員

駐車場の4・5階部分の出口表示が分かりづらいので工夫してほしいがどうか。

○総合サービスセンター所長

現地調査の上、ビル管理を担当する稲北再開発組合・関係課とも協議していきたい。

○秋山委員

受付に問い合わせもわからないと言われるので、きちんと対処してほしいがどうか。

○総合サービスセンター所長

受付体制は9月1日から委託し、仕組み等十分に説明したつもりだったが、実際にはいろいろなケースもあるのでとまどっているのだろうと思う。今後十分周知していきたい。

○松本(聖)委員

伝染病隔離描写業務委託料について

9・10年度とも利用なしとのことだが、さらに過去に遡るとどうか。

○保健所次長

昭和57年から運営して以来、平成10年までの利用者は22名であり、そのうち平成7年に赤痢患者が1名収容されて以降はゼロである。

○松本(聖)委員

単年度で見て1,600万円の内いくら使われているのか。

○(二病)事務局次長

病院運営は院長以下全員で患者を受け入れる体制をとっており、マニュアルを作成・見直し、スタッフ1人1人が自分の用務の一部として取り組んでいる。また、利用者がいなくても施設を常時維持管理している。こうしたことから、当該業務委託はかなりの負担になっているので、そうした病院の負担総体への委託料と考えている。

○松本(聖)委員

すなわち、人件費は埋没経費だということだ。専属的な人員配置がなされているわけではない。清掃や暖房に係る経費は割合的に算出可能と思うが、残りの分は一体どこへ行ったのか。病院の決算書を見ると、収益の明細には委託料という項目がないが、1,600万円はどこに区分されているのか。

○(二病)事務局次長

医業収益の中の一般会計負担金に含まれている。

○松本(聖)委員

他の補助金と一緒にたになっているということだ。病棟管理運営に使うことなく他に回しているのは、不正流用にはならないのか。

○(二病)事務局次長

当該委託を受ける際に、病院がその患者を受け入れる体制を作るのに、いくらであれば受けられるかという試算をしたものであると考えており、10年度に入ったお金がどこどこに使われたというような区分はしていない。

○松本(聖)委員

いつ何時、大勢の伝染病患者が発生するやもしれんということで予算をつけているのであれば、残った分は不用額にもなってないし、流動資産にもプールされていないようだ。釈然としていないのだが、このように一緒にたにしてもよいのか。

○木野下監査委員

小樽市と二病との委託契約であるから、金額の多寡・委託の中身は別にしても、1,600万円と決まれば市は支払う義務が生じる。二病としては、そのお金をもらって、それを全部の運営に使うのは当たり前だと思う。

○松本(聖)委員

伝染病棟を管理する目的で1,600万円支出しているわけだから、それ以外の目的に使ってよいとは書いていないのではないか。

○木野下監査委員

委託契約だから、1,000万円で契約するか500万円で契約するかは契約者同士の力関係もあるだろうし、25病棟を常に用意しておかなければならないとの法律の規定もあるわけだから、市がそれを別に作れば大変な費用がかかるから、病院に1,600万円で委託しようかということであればそれでよろしい。

○松本(聖)委員

市民会館について

文化事業講演費の中に松竹新喜劇上演経費とあり、雑入として229万3,000円とは、チケットの売上げだと思うが、何人分なのか。

○市民会館長

674枚である。

○松本(聖)委員

キャパの半分しか入っていないことになる。市が市民のために行った文化事業だが、市民の興味が薄かったということだと思う。この演目を選んだ経緯を説明せよ。

○市民会館長

良いものを安く提供しようということで、道内ホールとネットワークを組んで開催してきたが、結果を見て、ニーズに合っていなかったのかと反省している。

○松本(聖)委員

市民の意向を汲み上げる方法をとって、満員になるような文化公演を叶えてほしい。

介護保険事業計画策定委託料について

455万3,850円のうち、１０年度支出分は77万5,950円はコンサル料と思うが、以前、ゴールドプランにおいて全国的に某コンサルタント会社がひな型をとってつもない金額で自治体に売りつけたという話がある。今回のコンサルについては入札だったのか。

○高齢社会対策室長

随意契約である。

○松本(聖)委員

「言い値」の契約である。提出できるものであれば後日、成果品は見せてほしい。

○高齢社会対策室長

この契約は２年間にわたっており、来月２月末納品予定であり、その時点で、お見せできると思う。

○松本(聖)委員

４月から実施されるのに２月で間に合うのか。特に小樽の高齢化率は全国平均より１０年先を進んでおり、国より１０年進んだ計画を立てなければならない時に、２ヶ月しか余裕がないということか。国や道の動きを待つのではなく、どんどん作業は進めてほしい。

ホームヘルプサービス事業について

１０年度決算によると市直営ヘルパーが５８人で、社会福祉協議会委託分4,600万円、在宅介護支援センター委託分667万円となっているが、それぞれ何人分か。

○高齢福祉課長

１０年度３月末で市のヘルパーは６１人、社協ヘルパーが１３人、望海荘が２人の合計７６人である。

○松本(聖)委員

本会議での市長答弁によると市嘱託ヘルパーを全員社協へ移管することだが、この「移管」とは、市嘱託を一旦解除した後に社協で新規採用してもらうということか。

○福祉部長

そのとおりである。

○松本(聖)委員

その際そっくり同じ雇用条件で社協に雇ってもらうのだと、市長答弁からは読み取れるのだけれどどうか。

○高齢社会対策室長

社協と現在協議中であり、結論は出ていない。

○松本(聖)委員

市長答弁では「現状のヘルパーの雇用条件で移管する予定であるので、この事業だけの採算は難しいと考える。これに対し、市は財政支援も含めた条件整備が必要と思う」としている。つまり、市としては高給でヘルパーを雇ってもらうので、一民間企業である社協に対し、その赤字分は市が埋め合わせすると聞けるがどうか。

○福祉部長

市は保険者であるので、事業展開は民間に担っていただくことを基本に考えている。ヘルパーについては、社協は地域福祉の中核であり、移行にあたり条件整備も必要と思っている。移行する人たちへの手立て・受け入れる側

の体制整備も考えなければならない。その考えのもと、財政支援も必要と考えている。

○松本(聖)委員

厚生省は、この事業が十分採算がとれるような介護費用報酬額を設定していると言っている。人件費等に地域格差がある分は係数を掛けるので小樽の場合は 3 % 上乘せである。

全国的に受け皿を広めるためにも相当高めに設定したものと見ているが、それでも採算割れの可能性があるなら、それは市嘱託ヘルパーの人件費が高すぎるからではないのか。

○高齢社会対策室長

9 年度までは人件費補助方式で国が単価も決めてきていたが、平成 10 年からは事業費補助方式に変わり、そのギャップは市で負担している。そうした歴史的経緯も踏まえて考えていかなければならないと思う。

○松本(聖)委員

そのいきさつは承知している。しかし、全国を見ても厚生省の言うとおりにしている自治体は少ない。小樽はいいなりになって高い給料で設定しているが、直営でやっているところも民間並みに相当安い金額で雇っている。最低賃金でやっている民間は沢山ある。それに比べれば小樽市の直営部隊はとても優遇されている。移管にあたっては一旦解雇して社協に新たに雇ってもらうわけだから、そんな採算もとれないような高い給料で雇ってもらうようお願いする必要はないし、そのための財政支援も必要ない。これでは社協だけ特別扱いではないか。

○高齢社会対策室長

形の上では解雇だが、実質的には即解雇すると言うわけではない。社協の受入れ体制が整った段階で形式上は解雇となる。その前に、市と社協双方の協議が必要であり、社協も単なる民間組織ではなく、行政と一体となって地域福祉全体を担うべき組織であり、社会的責任も一般的民間法人とは異にすると考えている。

○松本(聖)委員

社協は市の丁稚ではない。市の理事者やヘルパーの天下り先ではない。あくまでも一企業として介護保険事業に参加してもらわなくてはならない貴重な団体である。それを、金は払うから何とかせよという発想自体がずれていると思う。厚生省がきちんと採算がとれる目処をつくっているわけだから、それに沿ってやるのが筋である。民間の苦労を考えたことがあるのか。その補助金は払わなくてもよい余計なものではないか。少ない給料でも働く人は小樽に大勢いる。そうした市民の方を向いた行政がもっと必要だと思う。高い給料を設定したのは厚生省だが、その後始末をするのが小樽市で、市の尻拭いをするのは市民というのはおかしいではないか。支出は少しでも抑制する方向に持っていくのが市の至上命題だと思うので、この件はぜひとも考え直してほしい。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 20 分

○大竹委員

決算特別委員会の目的は、決算の状況を見ながら今までのあり方がどうであったかを検討して、次の予算に生かしていくことだと思う。

産業廃棄物処理について

市が当該業者を認定するにあたり、市が許認可権をもつ業種とその基準を示せ。

○(環境)管理課長

政令保健所設置市であるので、一般廃棄物の収集運搬・処分業、産業廃棄物の収集運搬・処分業、特別管理廃棄物の収集運搬・処分業に係わる許可がすべてできる。廃棄物処理法第 14 条に、5 年間で更新することの他、基準については申請者の能力及び事業が継続して行えるかということで適格性を判断することになっている。

○大竹委員

10 年度に許可した件数はいくらか。

○ (環境)管理課長

(申請件数)	収 集 運 搬	処 分	
産 廃	新規 6 1 変更 1 4 更新 6 4	新規 2 変更 0 更新 4	
特 管	新規 1 0 変更 0 更新 1 6	新規 0 変更 0 更新 1	
一 般	新規 0 変更 0 更新 2	新規 0 変更 0 更新 0	
			計 1 7 4 件

○ 大竹委員

新規に許可したのは何件か。

○ (環境)管理課長

産廃で 6 1 件 (収集運搬) と 2 件 (処分) である。

○ 大竹委員

市内のゴミをいかにして処分するかについては、民間になるべく参加してもらうことが大切と思うが、そうした業者の育成については、どのように取り組んでいるのか。

○ (環境)管理課長

市には産業廃棄物の収集運搬・処分の責任はなく、各排出業者の責任において処理することになっており、道内には産廃処理業者が多数あるが、市内には数社にとどまっている。というのも、市内にはへき地がなく、最終処分場や中間処理施設の建設に費用がかかること等の事情がある。現状では市としては、許可申請が出た場合では、それぞれ適正な処分をするような形で指導していきたい。

○ 大竹委員

産廃処分業者の許可申請が 2 件出されているが、それらは置場・設備・運搬などをどのようにクリアしたのか。

○ (環境)管理課長

2 件のうち 1 件はマイカル関係の事業所から出る産廃関係を自家内で処理するものであり、施設・会社運営の内容その他の基準を十分満たしていると判断し許可した。もう 1 件は、コンクリート破碎業の関係の許可申請で、これについては 3 月末に処分場の設置場所の形状や土地の内容に何点が疑問があったので、5 カ月半かけて指導してきたが、つい最近申請が認められた。

○ 大竹委員

前者は小樽エコサービスだと思うが、12 月 25 日に会社が設立された。これはマイカルだから許可されたのか。この会社が委託管理を受けているからそれを許可したのか。

○ (環境)管理課長

前述の厚生省令による許可基準は、産廃が飛散・流出しないよう運搬施設を有するとか飛散・流出・地下浸透しない施設に積み置くこと、厚生大臣認定の講習終了者のいることであり、エコサービスはこれらをクリアしていると判断した。

○ 大竹委員

それらをエコサービスが扱っているのか。マイカル自体が、その施設を持ち、処分することになっているのか。聞いていると、マイカルの施設自体が基準に合致しているから、マイカルが処分に値すると思うのだがどうか。

○ (環境)管理課長

講習終了者はエコサービスにいるし、処理機械もエコサービスが持っている。

○環境部長

マイカル内から排出されるゴミのうち、生ゴミや紙類は、マイカル自ら設備した施設で処理するが、その施設の運転管理をエコサービスが委託を受けているが、ビン・缶はマイカルの施設ではなくて、エコサービスが自らその処理施設を備えて自らやるということでその許可を出している。

○大竹委員

エコサービスはマイカルの敷地以外のところに施設を持っていることが、許可の条件になっているのか。

○環境部長

エコサービスで施設を設置するということになったので、それについての申請に許可を出した次第である。

○大竹委員

エコサービスがそれを持っていると現認したから許可を出したということか。

○環境部長

施設にないものに許可を出すわけにはいかない。

○大竹委員

どこに持っているのか。

○(環境)管理課長

移動式のものもあるし、マイカルの敷地内に置いているものもある。

○大竹委員

会社がマイカルの敷地の他に施設を持っていて、それを許すにあたり、条件を満たしているから許可したと理解していたがそうではないということか。エコサービスがそういう施設を持っているから許可したのであれば、それがどこにあるのかと聞けば、マイカル内にあるというのは釈然としないがどうか。

○環境部長

エコサービスがマイカルの敷地の一部に移動式施設を置いて処理するとのことである。

○大竹委員

設備投資をエコサービスが行っているのならば、決算によってその内容も見ることができるから、それで判断してよいのか。

○(環境)管理課長

申請にあたり、施設の様式や機械の写真も添付されるので現認できる。決算については更新時点でさらにそうしたものが申請されるときに提出される。

○大竹委員

エコサービス自体が自前で持っているということで許可されたということか。

○(環境)管理課長

ビン・缶の選別機械を施設と呼んでいるなら、そのとおりである。

○大竹委員

エコサービスの決算報告書を見ても、そのような設備は見当たらないがどうか。

○環境部長

あることは私自ら確認している。

○大竹委員

とすると、当然、財産の部に載っていると思うがどうか。

○木野下監査委員

リース物件の場合は載らないと思う。

○環境部長

廃棄物処理法上は、必ずしも所有していなくとも、使用の権原を持っていればよい。

○大竹委員

リースでも、組合運営で持ち合っても、許可申請をしてよいと思うがどうか。

○(環境)管理課長

協同組合の形で、例えば車両などがその業に専ら使うものとして登録されれば、許可の対象になる。

○大竹委員

協同組合はそれぞれの物を持ち寄って、一つの業態に向けて一緒に作業するものだが、「専ら」の解釈にもよると思うが、その組合自体にそれだけの能力があり、使われている物があるというのであれば、組合の名義でなくてもリースによっても、同業者が持ち寄ったものでも施設を保有できると思うがどうか。

○(環境)管理課長

あくまでも「専用」が条件であり、専らその産廃処理業にその車両が使われるということであれば、リースでも許可の対象となりうるが、組合内の一業者が午前中には違う仕事に使い、午後からこの業に使うというケースでは「専ら」使うことにならないと思う。

○大竹委員

「専ら」とは他の用途に使ってはいけないということか。その法的根拠は何か。

○(環境)管理課長

廃棄物処理法第 14 条第 3 項第 2 号を受けた省令第 10 条 2 号口に「申請者が事業を継続的に行う基礎を擁すること」となっており、協同組合や協同組合の場合でも、その要件を十分満たすものもあろうかと思うが、自前の事務所・問い合わせに対応できる電話等の設備・車両等が処分業としては許可の対象になると考える。

○大竹委員

たいていの協同組合は理事長宅に事務所を置き、理事長が変わると住所も移動する。ゴミ運搬を考えた時、組合員の車両があるので、答弁のような解釈ではあまりに厳格すぎるのではないか。

○環境部長

許可対象となった車両を許可対象業務をしていない時に転用すること自体は違法ではないが、許可対象業務をするために車両を他から逐次都合するのは、事情が異なる。具体的ケースを確認しながら、許可の対象になるか整理して決定すべきと考える。

○大竹委員

青ナンバーは困るが、リースは構わないと言う。その辺の解釈の仕方の問題と思う。市がいろいろな業務を進めていくにあたって広い意味での競争も求められる一方で、広い意味で目をかけて産業として育てていくことも行政に必要な仕事と思う。したがって、これはよくてこれはダメという解釈ではなく、もっと前向きに広がっていけるように指導していくべきではないか。それに市民も業界も廃棄物の排出者も協力しながらやっていかないと、ゴミ問題はますます大きな問題となる。排除するのではなく、どうすれば許可を得られるかという方向性で指導に取り組んでほしいがどうか。

○(環境)管理課長

許可が基準に達していないのに与えたということはない。産廃・一般廃棄物はそれぞれ市民生活にとって大事な部分であるので、その許可にあたっては、厳粛に行っていきたい。ただ、申請があった場合はどうすればできるか十分に指導していきたい。

○大竹委員

ものによっては市外に運んでいるものもあるので、市内業者が考えられるのは、積み替え保管施設がないと手を

出せないだろうと思うので、できるだけ、市内でこれまでいろいろとやってきた業務がそれぞれにより発展するような取り組みをしてほしい。

小樽エコサービスの構成はどのようになっているのか。

○(環境)管理課長

廃棄物関係業者が何社かが共同出資して設立した会社だったと記憶している。

○大竹委員

オープン前に聞いていた話では、マイカル内から一切ゴミは出さないということで、大いに期待していた。採算のとれない部分もあったのだろうと思うが、現実には予想どおりにはなっていない。この問題については、環境部がいろいろな指導や聞き取りをする中で、この受け入れ会社が1つの形として結実してきたのではないかと思うがどうか。

○(環境)管理課長

マイカル関係の廃棄物排出量については、例えば4月にマイカルから排出された伍助沢の埋立処分場に入ったものが3.5トン、同じく5月が3.3トン、6月が2.9トンとあれほどの人数が来ていることを考えると、自己処理がかなり進んでいるといえる。

○大竹委員

エコサービスが産廃の収集運搬業務の申請をしたのはいつで、いつ許可がでたのか。

○環境部長

マイカルの業務が始まるころ申請があり、現実には収集運搬するという形態は移動式の選別処理をマイカル構内で移動させるということに関する許可であったので、この施設に入ったのは4月に入ってからなので、4月の中ごろ許可したと記憶している。

○大竹委員

施設内における移動についても許可が必要なのか。

○環境部長

厚生省の指導でそのようになっている。

○大竹委員

エコサービスに参画している企業と、下水道とのつながりはあるのか。

○下水道事業所長

マイカルについては、マンホールポンプの維持管理を、道央エンジニアリングに委託している。

○大竹委員

道央エンジニアリングの中央事務所は、下水道終末処理場内にあると聞くがどうか。

○下水道事業所長

本社は花園2丁目にあるが、作業所が終末処理場の施設内にある。

○大竹委員

ゴミ処理は行政が責任を持ってやっていかなければならない分野ではあるが、できるだけ安い料金体系・全市民なりサイクル展開も考えると、民間の力・知恵を借りなければ行政の力だけではできない。できるだけ参入してもらうようにするにはどうしたらよいかという指導に力を入れてほしい。

分別・リサイクル化について

集団資源回収事業費2,649万6,744円の経費配分はどうなっているか。

○(環境)品田主幹

主に、負担金及び交付金が約2,445万円になっている。

○大竹委員

残りの200万円近くの使途は何か。

○(環境)品田主幹

重油関係に20万円、役務(事務経費)に12万円、雑ビン選別運搬の委託に136万円程度となっている。

○大竹委員

資源回収団体育成費は各団体への助成か。その内訳を示せ。

○(環境)品田主幹

310団体に対し、奨励金と回数加算分を合計すると1,621万円程度となっている。

○大竹委員

市民の協力や資源回収への取り組みを喚起していかなければ、行政だけではやりきれない。埋立てゼロに向けての施策に取り組まなければ、何億円もかけた最終処分場がすぐ満杯になり、また金がかかる、そういうイタチごっこに陥ってしまう。それについてどのように取り組む考えているか。

○(環境)管理課長

埋立てゼロというのは、少ない土地に多額の事業費を投入した施設を効率的に利用していくためにも求められる最大の目標である。その意味では、中間処理施設(じん芥焼却場・リサイクルセンター)の整備を急ぐことが1つにある。破碎処理設備を併設すれば大半のゴミを燃やすことができる。現在の処理体制では、13%程度の焼却残渣が出ており、これを溶融するなり固化するなりして量を減らすことも必要と思う。2点目には、資源化・分別リサイクルを追求していくことが必要と思う。そのためには、事業系一般廃棄物の埋立処分量が多いので、有料化することも1つの方法と考える。それに合わせて事業所では分別リサイクルが進んでいないので、それを資源化する流通ルート作りを進めていきたい。それらにより、桃内最終処分場の延命化を図っていきたい。

○大竹委員

資源物収集分別モデル事業で、前年度の市直営と委託それぞれの回収量と経費を示せ。

○(環境)品田主幹

直営で3地区行っており、世帯数比で77.5%であり、経費は負担分けしていない。

○大竹委員

直営は人件費もかかる。委託については不偏公正を図りながら委託管理していかなければ、せっかくの良いアイデアが却って市財政を圧迫させるようなことのないよう、積極的な市民参加を促す体制作りをしてほしいがどうか。

○(環境)品田主幹

リサイクル関係で現在考えているのは、選別等も含めて処理関係を全面委託とし、経費のできるだけかからない形を考えている。

○環境部長

10年度実績は、リサイクルセンターがフル回転してないこともあるが1トンあたり7万円位の処理費がかかっている。これを一般の収集・焼却・埋立処理にすれば2万円を切る。リサイクルは言葉の響きは良いが財政負担の点では、むしろ焼却・埋立の方が費用対効果の点では効率的である。今後は全市展開によってコストを2万円に近づけていく工夫が大切になると思うので、これまでの収集・選別体制を見直し、かなり思いきった手を打たなければならないと考えている。来年7月スタートに向けて、いろいろな角度から検討していきたい。

○中島委員

ふれあいバス事業について

給付数は18,875人、1億4,625円との決算であるが、9年度実績19,227人、1億4411万5,634円と比べると、352人

減、53万円減となっている。額と人数を見ると差があると思うが、これは何故か。

○(高齢)管理課長

事業費の減少については、9年度は老人パス券の交付事業からの切替えて、ふれあいパスは初年度との扱いであったので、人件費について、9年度当初のふれあいパスの作成経費と年度末に10年度に見込んで作るパスの作成経費とが2ヵ年分計上されており、10年度はそれがなかったことによる減少となっている。

○中島委員

70歳以上のパスの利用者の予算額についてはどの位になるとの見込みは具体的にどのような計算方式によるものなのか。

○(高齢)管理課長

年度内の70歳以上の対象者見込と交付率、年間利用回数(概ね60回と設定)、運賃単価を乗じたものが根拠となる。

○中島委員

交付率は何%と設定しているのか。

○(高齢)管理課長

前年度実績を踏まえた形で計上している。10年度予算計上にあたり78%と見込んだ。

○中島委員

JR利用特殊乗車券も選択できるが、この内容と利用実績を示せ。

○(高齢)管理課長

市内でバス路線の通っていない塩谷・銭函・ほしみ方面居住者に対し、塩谷方面には年間30枚、銭函・ほしみ方面には20枚と限定されているが、JR利用可能な乗車券を交付している。10年度は343人に交付しており、塩谷方面に67人、銭函・ほしみ方面に276人となっている。

○中島委員

高齢で身体が不自由なためにJRやバスを利用できずに残念だとの声も多い。回数限定でバス料金に見合う形のタクシーチケットの交付なども検討してはどうか。

○福祉部長

タクシーという交通手段についても一つの方法とは思いますが、ふれあいパス事業もまだ3年目であり、今後の老人福祉に関わる施策や財政状況から考えると難しいものと思う。

○中島委員

福祉全体としては高齢者対策を最重点課題としなければならないと思うし、介護保険だけではなく老人福祉対策として充実させていかなければならない課題と思う。

結核対策特別事業費について

この目的と内容について説明せよ。

○保健課長

主に、日本結核病学会への医師出席費用・喀痰検査の精密検査外注費用・結核医療に関する医療技術講習会を年1回開催しており、それらの費用である。

○中島委員

こうした費用があらためて付くようになったの背景は何か。

○保健課長

結核をめぐる動向は時々刻々と変動しており、それに追いついていくには医師や技術職員の研修は欠かせない。また、結核菌の検査も保健所でやっている従来の方法では対策が後手に回ることもあり、その件数からいって精密

検査の機器を保健所で維持するのはコストがかかりすぎるので外注することとし、それにより経費削減し、さらに結核菌とよく似た非定形抗酸菌との判別が迅速になった。また、結核蔓延の原因の1つに医師や医療機関の職員の結核に対する知識がリニューアルされないための認識不足もあり、最新知識や制度を毎年講習していかなければならないものとする。

○中島委員

7月に厚生省が出した結核緊急事態宣言の内容について説明せよ。

○保健課長

10年程前から結核の罹患率の減少の程度が鈍化しており、警告は出していたのだが、それがプラスに転化したため宣言を出した。この背景にあるのは、結核に対する民間の関心の低下と医療関係者の警戒心も低下である。そのため、広く知識を啓発する必要があることと、医療従事者・福祉施設・精神病院・刑務所に対しても、結核対策に関する横の連携を密にしていかなければならないというのが、国の方針である。

○中島委員

小樽の現状はどうなっているのか。

○保健課長

人口10万人あたりの年間の新発生率(罹患率)で示すと、9年度は41.1人(全国平均32.1人、全道平均25.6人)、10年度は42.2人である。

○中島委員

小樽の高罹患率状態は最近発生したことなのか。これまでもずっとそうなのか。

○保健課長

10年来徐々に減ってはいるが、ほぼ同程度に推移している。

○中島委員

ずっと罹患率が高いままで、しかも高齢化率も高いのだからより一層取り組むべき問題である。罹患率低下のための対策は何か検討しているのか。

○保健課長

高齢化率の高さのほか、医療機関が多くいるでもいつでも病院で診てもらえるとの安心感からか、定期健康診断を受ける人が少ないことも一因と考える。症状はなくても年1回はレントゲン写真をとらましよう、ということを実業として行っているし、今まで以上に啓発活動をすすめていかなければならないと思う。機会を増やすため老人保健法の検診に合わせ、早朝や日曜の結核検診を実施している。

○中島委員

10年度決算で結核対策費は4,164万6,651円だが、昨年、一昨年と比べ年々減っている。一年間で1,000万円近い予算が減っている。これで罹患率低下のために十分な内容なのか。本来なら増額してしかるべきではないのか。

○保健所長

大部分が治療費であり、患者の減少・治療期間の短縮の現れと理解している。

○中島委員

治療に関わる部分と結核対策に関わる部分は別と考えているのか。予防検診に関わる対策部分は増えているのか。

○保健課長

治療の部分で言うと、結核予防法第35条の命令入所により陽性で入院しなければならない患者の医療費が大きく減っている。これは治療期間の短縮のほか、喀痰検査で非定形抗酸菌のチェックが早めに出されるようになったので、第35条から第34条(公費負担なし)へ早期に切り替えてもらえるようになったため医療費は減っている。対策費については前年と変わっていない。

○中島委員

結核は戦争当時は国民病と言われた。今の治療が功を奏していても高齢になるとまた再発し、そのことが大きな問題となっている。小樽は5人に1人が65歳以上という状況で、予防的な対応は重要である。もっと積極的に高齢者向けの独自の検診、さらには中小零細企業で労働条件の悪い中働く方々の検診に取り組むことが必要と思う。

介護保険について

本会議の市長答弁で「介護保険実施にあたり現行サービスを下回らないことを基本に考えていきたい」とあったが、この「現行サービス」とは何か。

○福祉部長

現在サービスを受けている人が自立と判定されたことをもって、現状のサービスの水準以下とならないようにという考え方を示したものであり、今後計画策定をしていく上での指針になるものと考えている。

○中島委員

自立・要支援と判定され、今を受けているサービスから排除される人についての答弁と思うが、実際には現行受けているサービスには介護保険には入っていないサービスがある。

また、これまでヘルパー派遣が2時間だったものが、それを下回るということも思うが、これらについてはどうか。

○高齢社会対策室長

現行の在宅サービスの中で介護保険に移行するものと、法定メニュー外となるものがある。それには寝具の乾燥や理容サービス、緊急通報・給食・施設入浴等があるが、これらについては、現在受けている方々もあり、その水準も部長答弁のような形で考えなければならないだろうということで検討中である。

○中島委員

概算すると、高齢者理容サービス215人・73万円、緊急通報システム1,021万円、寝具乾燥98万円、給食サービス143万円、除雪サービス596万円、合計すると1,914万円になるが、これらの財源をどこから調達するのか。

○高齢社会対策室長

国や道の補助を受けているものもあり、国でも何らかの対策が必要ではないかと検討していると聞く。そうした情報を得ながら、我々も独自に策定委員の意見や議会の議論等も加味して検討していかなければならないと思っている。

○中島委員

介護保険に含まれることによって、市が負担しなくてもよくなるものも出てくる。例えばそれが札幌市では年間60億円、所沢市では2億円にも及ぶとの試算が出ている。それを一部充ててサービス展開していくという。住民税非課税・老齢福祉年金受給者等への利用料割引なども考えられている。小樽市においても、どの程度の負担が浮くのか明らかにしながらそれで現状サービスの維持に対応していくことで、市民の不安を解消してほしい。

○西脇委員

毛無開発について

人口が増えない中で宅地開発が、結果的に中心市街地の空洞化をもたらし、様々な公共投資のロスを招いている。まちづくりの観点から考えても毛無開発3工区は必要な事業といえるのか。

○都市環境デザイン部長

望洋パークタウンは、自然豊かな住環境の創出として事業を立ち上げ、3千数百人の住民があり、3工区は平成9年度から開発が始まり、今年度から販売がスタートしている。

新市街地の形成には様々な公共投資を要するわけだが、戸建住宅のニーズには依存としてあり、中心市街地の空洞化については共同住宅供給という形になっていくのではないかなと思うが、それぞれのニーズに応じた役割があるの

ではないかと考えている。

○西脇委員

昭和55年に着手して以降、現在までの事業費と、そのうちの公費負担分はいくらか。

○都市環境デザイン部長

平成10年度までで公共施設に関わる総体的な事業費は、85億3,600万円程度になる。

○西脇委員

そのうち、国と市の負担分は58億円を超えている。豊かな自然を破壊して宅造を進めた結果、熊碓川改修も必要となった。3工区22.7haの開発で人口増が図れるならある程度の公費負担もやむを得ないがその見通しはない。21世紀プランでも、人口は増えない前提であるのに、この事業をさらに推進することは整合性がないのではないか。

○都市環境デザイン部長

16万との人口フレームは確かにあるが、宅地開発そのものの意味はあるし、この事業自体を続けなければ、そのフレーム自体もどうなるかとも思うので、事業そのものは今後も計画どおり続けていきたいと考えている。

○西脇委員

計画戸数は4,700戸で定住人口2万1,300人、とりあえずは15万人の定住人口を見込んでスタートした事業である。しかし現状は3,020戸の戸建戸数に対し906戸(達成率33%)、人口も9,600人に対し3,600人(約3分の1)。3工区の事業がすすめば道路や公共施設の維持管理がさらに必要になる。4,000mにも及ぶ道路の除雪が新たに必要となる。こうしたことは本当に必要なのか。地方財政法を見ても避けるべきと書いてある。これら3工区に限って持ち出す公費はいくらになるのか。

○都市環境デザイン部長

8億円程度になる。

○西脇委員

もともとこの事業は、銭函工業地域開発・石狩湾新港地域開発・朝里川温泉地域に新幹線が通るということを想定した大開発であった。当時は人口も22万人に達すると見込んでスタートした宅造である。今、こうしたことを軌道修正しなければ財政をますます圧迫する。3工区の開発は見合わせるべきと思うがどうか。

○都市環境デザイン部長

望洋パークタウン全体を見ると、市内からの転居が7割、道央圏から3割との現状であり、まだ潜在的な需要はあると思う。

○西脇委員

根拠がないのではないか。マイカルが進出してもむしろ人口減少のペースは早まっている。現実をきちんと見据えていないことが、今日の財政危機を招いた根本にある。熊碓川改修による自然破壊の心配はないのか。

○都市環境デザイン部長

環境アセスメントを行い、伐採に見合う緑化対策によってクリアしており、熊碓川の流出係数増という状況に見合った河川改修を、この事業を行うのにあたり行ってきた。

○西脇委員

60億円近い費用を三菱地所のために注ぎこむ一方で、潮見台3丁目の住民約50戸からはいつまでたっても下水道が入らないとの批判がずっと以前から続いている。下水道本管を入れても採算ベースにのらないからというのが当局の考え方だろうが、住民にとっては同じ税金を払っているのに、何故こうした差別を受けるのかとの思いである。この地域の水洗化の見通しについてはどう考えているのか。

○(下水道)建設課長

この地区については、下水道事業の許可を得るべく道と協議中である。できるだけ早く取り組んでいきたい。

○西脇委員

市外から望洋に貼りついた人達は、これまで小樽に住民税を払って来なかったと思う。

しかし、この地区の住民はずっと住み続けている。いつやるかわからないということで、今後も済ませてよいのか。このままでは、４工区まで進んでも、この地区は取り残されてしまうことにならないか。下水道方式が無理なら他の方法は考えられないのか。

○（下水道）建設課長

家庭用の合併浄化槽を設けることが一般的と思う。

○西脇委員

その方式では180万円かかるが、市が自然の村のような方式をとって共同施設を作ればそれほどかからないのではないか。そのくらい市が主体性をもって、この地域住民に最低限度の文化生活の保障をすべきはないのか。

○下水道事業所長

４カ所程（銭函・塩谷・潮見台３丁目・４丁目）について道とも協議したのだが、面積の割に人口の貼りつきが少ないとのことで、今回の改訂に間に合わせて整備したかったのだが、道ともさらに調整していきたい。

○委員長

質疑終結。散会宣告。